

条件付一般競争入札(郵便入札)の実施について(公告)

生駒市において発注する下記の業務については、条件付一般競争入札に付することとしたので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。

令和7年4月25日

生駒市長 小紫 雅史

記

入札公告第1選－1号

第1 入札に付する事項

- (1)契約件名 第27回参議院選挙区選出議員選挙ポスター掲示場の製作、設置、管理及び撤去委託業務
- (2)場 所 生駒市内一円
- (3)契約期間 契約の日から令和7年8月29日まで
- (4)履行期間 契約の日から本市が指定する日まで
- (5)業 種 J(広告類)イ(看板類)又は塗装工事
- (6)業務概要 別紙仕様書による
- (7)予定価格 事後公表
- (8)最低制限価格 設定なし
- (9)入札保証金 免除

第2 入札に参加するために必要な資格

生駒市に令和7年度有効な物品・委託業務業者登録申請書又は令和7年度有効な建設工事に関する一般競争(指名競争)参加資格審査申請書を提出している者で、公告日現在から入札(開札)日まで生駒市物品・委託業務入札等心得書に示す入札参加資格を満たすとともに、生駒市から入札参加停止を受けていないことのほか次に示す条件をすべて満たすものとします。

- (1)本市の令和7年度物品・委託業務業者登録一覧表で、取扱希望品目分類表のJ(広告類)イ(看板類)に登録のある者又は令和6年度建設工事登録業者一覧表に塗装工事で登録のある者
- (2)生駒市内に主たる営業所又は従たる営業所(主たる営業所から本市との業務契約について、一切の権限を委託されている営業所)を有する者

第3 設計図書等の閲覧

契約の条件を示す設計図書等を、公告の日から次のとおり生駒市役所3階市政情報コーナーで閲覧に供します。

※設計図書等は生駒市公式ホームページからもダウンロードできます。

閲覧日時 令和7年4月25日(金)～ 入札(開札)日の翌日(本市の休日は除く。)

午前8時30分～午後5時15分

閲覧場所 生駒市役所3階市政情報コーナー

第4 質問回答に関する事項

質問の日時・方法 契約主要事項説明書をご覧ください。

※注意事項 『質問書』を使用してください。(生駒市選挙管理委員会事務局の窓口で入手するか、生駒市公式ホームページからダウンロードしてください。)

※指定する日時、方法以外の質問書には回答は行いません。

回答の日時・方法 契約主要事項説明書をご覧ください。生駒市役所3階市政情報コーナー及び生駒市公式ホームページにて質問内容とともに閲覧に供します。

第5 入札書の郵送方法

入札者は、入札書(指定様式)を入札(開札)日の前日までに到着するように、封筒に入れ(別紙入札書郵送用封筒記載例のとおり)、一般書留郵便又は簡易書留郵便いずれかの方法により、生駒郵便局へ局留扱いで郵送してください。郵送にかかる費用は入札者の負担とします。

※特定記録郵便での郵送は、無効となります。

○ 入札書(指定様式)

・各種様式は生駒市選挙管理委員会事務局の窓口で入手するか、生駒市公式ホームページからダウンロードしてください。

※ 指定した郵送方法以外の提出や必要な書類が添付されていない入札書は無効となります。

(その他無効となる入札書は、生駒市物品・委託業務等事後審査型条件付一般競争入札実施要領及び生駒市物品・委託業務入札等心得書をご覧ください。)

入札書の生駒郵便局への到達期限 令和7年5月14日(水)

なお、局留の期間は、郵便局に到着した日の翌日から起算して 10 日間となっておりますので、下記入札（開札）日の 10 日前に到達することがないようにご注意ください。

入札担当職員は入札（開札）日に生駒郵便局に封筒を受領しに行くため、入札（開札）日の 10 日前に生駒郵便局に到達し、差出人に返送された場合は、入札に参加することができません。

第6 入札(開札)の日時、場所、傍聴方法及び落札者の決定

入札(開札)日時 令和7年5月15日(木)午前10時00分

※同日同時刻の開札となった案件に対し入札公告番号順に順次開札を行います。

入札(開札)場所 生駒市役所 3階302会議室

- (1)開札の傍聴を希望される方は、「生駒市建設工事等入札傍聴実施要領」の規定に基づき、開札日の午前8時30分から午前9時45分までの間に生駒市役所3階選挙管理委員会事務局の窓口で申し込みをしてください。

なお、傍聴は申込み先着順とし、入札(開札)日につき定員(10名)になり次第締め切ります。

また、入札者(代表者)が傍聴の申込みをした場合、開札立会人を依頼する場合があります。

- (2)予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者としてします。

第7 その他

契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することがあります。

また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じます。

- (1)役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。))が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。))第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))であると認められるとき。
- (2)暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3)役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5)上記(3)及び(4)に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6)本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。))に当たって、その相手方が上記(1)から(5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7)この契約に係る下請契約等に当たって、上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記(6)に該当する場合を除く。))において、生駒市が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (8)この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を生駒市に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

この公告に定めのない事項は、『生駒市物品・委託業務等事後審査型条件付一般競争入札実施要領』及び『生駒市物品・委託業務入札等心得書』に従います。